

野田市教育委員会告示第4号

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和49年野田市条例第36号）第8条第3項及び野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（令和元年野田市条例第9号）第7条第3項の規定により指定管理者が定める野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの利用料金の額について、次のとおり承認したので、野田市文化会館の設置及び管理に関する条例第8条第4項及び野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例第7条第4項の規定により告示する。

令和7年4月1日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

記

1 施設名

- (1) 野田市文化会館
- (2) 野田市生涯学習センター

2 利用料金

(1) 野田市文化会館利用料

① 会館基本利用料

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	午前9時から午後 10時まで
大ホール（平日）	10,000円	20,020円	25,740円	52,900円
大ホール（休日）	11,440円	25,740円	34,320円	68,640円
1階ロビー、2階ロ ビー及び階段（平日）	7,000円	14,010円	18,010円	37,030円
1階ロビー、2階ロ ビー及び階段（休日）	8,000円	18,010円	24,020円	48,040円
1階ロビー（平日）	5,250円	10,500円	13,500円	27,770円
1階ロビー（休日）	6,000円	13,500円	18,010円	36,030円
控室1	300円	620円	620円	1,560円
控室2	300円	620円	620円	1,560円
控室3	300円	620円	620円	1,560円
控室4	190円	410円	410円	1,030円
控室5	190円	410円	410円	1,030円
リハーサル室	840円	1,700円	1,700円	4,260円
浴室	410円	840円	840円	2,110円

備考

- 1 基本利用料は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前、午後又は午後、夜間を通じて利用することができる。
- 2 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。
- 3 前項の延長に係る基本利用料は、延長した時間区分の0.3倍の額とする。
- 4 大ホールの基本利用料には、1階ロビー、2階ロビー及び階段並びにボーダーライト1列の利用料を含むものとする。
- 5 舞台設営及びリハーサルのために大ホールの舞台を前日に利用する場合の基本利用料は、当該利用した時間区分の0.5倍の額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、前日以外の日に利用することができる。
- 6 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 7 商品の展示、販売宣伝その他商行為等で利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の3倍（市内に住所を有しない者が利用する場合は5倍）の額とする。
- 8 市内に住所を有しない者が前項に規定する行為等以外に利用する場合の基本利用料は、当該時間区分の2倍の額とする。

② 附属設備利用料

ア 舞台設備

器具名	単位	利用料1回につき	備考
所作台	一式	6,430円	花道所作台及び昇り掛けを含む。
平台	1枚	340円	
松羽目	一式	2,130円	
竹羽目	一式	2,130円	
長座布団	1枚	130円	
緋毛せん	1枚	190円	
大太鼓	1基	620円	バチ及び台を含む。
屏風	1双	1,050円	金及び銀とも。
指揮者台	1台	410円	
譜面台	1台	130円	
演台	一式	620円	3点セット
黒板	1台	130円	
人形立	1本	130円	
上敷	1枚	190円	
音響反射板	一式	4,280円	
ピアノ	1台	4,280円	
ピアノ調律料		実費	
受付用テーブル	1台	130円	
折りたたみテーブル	1台	130円	

折りたたみ椅子	1 脚	6 0 円	
スクリーン	一式	1, 4 2 0 円	
指揮者譜面台	1 台	4 1 0 円	
支木	1 本	1 3 0 円	
箱足	1 個	3 0 円	
開閉馬足	1 足	3 0 円	
吊看板	1 面	4 1 0 円	
引枠	1 台	4 1 0 円	
暗転幕	1 枚	1, 4 2 0 円	
ジョーゼット	一式	1, 4 2 0 円	
司会用演台	1 台	2 5 0 円	
鳥の子屏風	1 双	1, 0 5 0 円	
ロンリューム	一式	4, 2 8 0 円	
地がすり	1 枚	2, 1 3 0 円	
映写機	一式	5, 5 0 0 円	
大型プロジェクター	一式	5, 5 0 0 円	
小型プロジェクター	一式	1, 8 3 0 円	
姿見	1 台	2 7 0 円	

イ 照明設備

器具名	単位	利用料 1 回につき	備考
Aセット	一式	8, 5 8 0 円	ボーダーライト、シーリングライト及びフロントサイドライトの組合せをいう。
フットライト	1 列	1, 0 5 0 円	花道フットライトを含む。
ローアーホリゾンライト	1 列	2, 1 3 0 円	
アッパーホリゾンライト	1 列	2, 1 3 0 円	
ボーダーライト	1 列	1, 0 5 0 円	
スポットライト 1 キロワット	1 台	4 1 0 円	
スポットライト 5 0 0 ワット	1 台	1 9 0 円	
ピンスポットライト	1 台	2, 2 0 0 円	
持込器具 1 キロワット		1 9 0 円	
カラーフィルター		実費	
エフェクトマシン	1 台	4 1 0 円	
先玉及び元玉	1 個	1 3 0 円	
種板	1 枚	1 3 0 円	
スタンド	1 台	1 9 0 円	
タワースタンド	1 台	7 1 0 円	
オーロラマシーン	1 台	7 1 0 円	
ダブルマシーン	1 台	7 1 0 円	
オーバーヘッドマシーン	1 台	1, 4 2 0 円	

ミラーボール	1 個	7 1 0 円	
波マシーン	1 台	7 1 0 円	
炎マシーン	1 台	7 1 0 円	
調光操作卓	1 台	2, 8 6 0 円	Aセットを含む。
ストロボスコープ	一式	1, 2 1 0 円	
スモークマシン	1 台	1, 4 2 0 円	
スモーク用液	一式	実費	
パーライト	1 台	5 6 0 円	
シーリングライト	一式	3, 3 0 0 円	
フロントサイドライト	一式	3, 3 0 0 円	

ウ 音響設備

器具名	単位	利用料 1 回につき	備考
拡声装置	一式	3, 3 0 0 円	ステージスピーカー及びはね返りスピーカー 2 台を含む。
テープレコーダー	1 台	1, 0 5 0 円	
レコードプレーヤー	1 台	1, 0 5 0 円	
ワイヤレスマイクロホン	1 チャンネル	2, 1 3 0 円	
コンデンサーマイクロホン	1 本	1, 3 2 0 円	
ダイナミックマイクロホン	1 本	6 2 0 円	
エレベーターマイクロホン装置	1 基	1, 0 5 0 円	
三点吊マイクロホン装置	1 基	1, 0 5 0 円	
マイクロホンスタンド	1 本	1 9 0 円	卓上及び床上とも。
可搬型ミキサー	1 台	1, 1 4 0 円	
ワイヤレスマイク電池	1 本	実費	
音響効果機器	1 台	1, 0 5 0 円	
はね返りスピーカー	1 台	6 8 0 円	
カセットテープレコーダー	1 台	1, 3 6 0 円	
MD レコーダー	1 台	1, 3 6 0 円	
CD レコーダー	1 台	1, 3 6 0 円	

(2) 野田市生涯学習センター利用料

① 小ホール以外の施設

利用区分 \ 時間区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
集会室一室につき	1 3 0 円	2 2 0 円
和室一室につき	2 2 0 円	3 3 0 円
研修室	1 2 0 円	1 7 0 円
幼児室	7 0 円	1 0 0 円
調理実習室	1 8 0 円	2 8 0 円

多目的スタジオ	1 3 0 円	2 0 0 円
リフレッシュルーム	月額登録料 1 人につき 1, 4 2 0 円	
情報活用コーナー	無料	

備考

- 1 市内に住所を有しない者に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 営利を目的とする利用に係る利用料金の額は、調理実習室及び多目的スタジオについてはこの表に定める額の3倍とし、情報活用コーナーについてはパソコン1台につき320円とする。ただし、この場合におけるパソコンの利用時間は、2時間以内とする。

② 小ホール

時間区分 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 10時まで	午前9時から午後 10時まで
小ホール（控室を除く。以下この表において同じ。）（平日）	7, 5 2 0 円	1 2, 5 4 0 円	1 5, 0 6 0 円	3 1, 3 6 0 円
小ホール（休日）	9, 4 0 0 円	1 5, 6 8 0 円	1 8, 8 1 0 円	3 9, 2 1 0 円
控室（1）	3 0 0 円	6 2 0 円	6 2 0 円	1, 5 6 0 円
控室（2）	3 0 0 円	6 2 0 円	6 2 0 円	1, 5 6 0 円
控室（3）	1 9 0 円	4 1 0 円	4 1 0 円	1, 0 3 0 円

備考

- 1 休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 利用料金は、午前、午後、夜間及び全日の時間区分とする。ただし、午前及び午後又は午後及び夜間を通じて利用することができる。
- 3 午前又は午後の利用については、特に支障がない場合に限り、1時間を限度として利用する時間を延長することができる。この場合における延長に係る利用料金の額は、延長に係る時間区分の0.3倍の額とする。
- 4 小ホールの利用料金には、ボーダーライト1列の利用料金を含むものとする。
- 5 舞台設営及びリハーサルのために小ホールの舞台を前日に利用する場合の利用料金の額は、当該利用に係る時間区分の0.5倍の額とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、前日以外の日に利用することができる。
- 6 入場料その他これらに類する料金を徴収する利用に係る利用料金の額は、当該時間区分の3倍（市内に住所を有しない者については5倍）の額とする。
- 7 市内に住所を有しない者（前項に規定する利用に該当する者を除く。）に係る利用料金の額は、この表に定める額の2倍の額とする。

③ 小ホールの設備

区分	器具名	単位	利用料金1回につき	備考
舞台	所作台	一式	4, 4 0 0 円	
設備	平台	1 枚	3 4 0 円	

	松羽目	1 枚	1, 2 5 0 円	
	長座布団	1 枚	1 3 0 円	
	緋毛せん	1 枚	1 9 0 円	
	大太鼓	1 基	6 2 0 円	
	屏風	1 双	1, 0 5 0 円	
	指揮者台	1 台	4 1 0 円	
	譜面台	1 台	1 3 0 円	
	演台	一式	6 2 0 円	
	黒板	1 台	1 3 0 円	
	人形立	1 本	1 3 0 円	
	上敷	1 枚	1 9 0 円	
	音響反射板	一式	2, 6 4 0 円	
	ピアノ	1 台	3, 3 5 0 円	
	ロンリウム	1 面	2, 6 4 0 円	
	ピアノ調律料		実費	
	受付用テーブル	1 台	1 3 0 円	
	折りたたみテーブル	1 台	1 3 0 円	
	折りたたみ椅子	1 脚	6 0 円	
	スクリーン	1 面	8 8 0 円	
	指揮者譜面台	1 台	4 1 0 円	
	司会者用演台	1 台	2 5 0 円	
	姿見	1 台	2 7 0 円	
	箱足	1 個	3 0 円	
	開閉馬足	1 足	3 0 円	
	吊看板	1 面	2 2 0 円	
	引枠	1 台	4 1 0 円	
	地がすり	1 枚	9 9 0 円	
	高座用座布団	1 枚	1 3 0 円	
	暗転幕	1 枚	8 8 0 円	
	ジョーゼット	1 面	8 8 0 円	
	映写機	一式	3, 6 6 0 円	
	プロジェクター	一式	1, 8 3 0 円	
照明 設備	Aセット	一式	4, 0 8 0 円	ボーダーライト、シーリング ライト及びフロントサイドラ イトを含む。
	フットライト	1 本	4 4 0 円	
	ローアホリゾントライト	1 列	1, 3 2 0 円	
	アップアホリゾントライト	1 列	1, 3 2 0 円	
	ボーダーライト	1 列	6 6 0 円	
	スポットライト 1 キロワット	1 台	4 1 0 円	

	スポットライト500ワット	1台	190円	
	ピンスポットライト	1台	1,100円	
	持込器具1キロワット		190円	
	カラーフィルター		実費	
	エフェクトマシン	1台	410円	
	先玉	1個	130円	
	種板	1枚	130円	
	スタンド	1台	190円	
	オーロラマシーン	1台	710円	
	ダブルマシーン	1台	710円	
	ミラーボール	1個	410円	
	波マシーン	1台	710円	
	炎マシーン	1台	710円	
	調光操作卓	1台	1,100円	
	シーリングライト	一式	2,640円	
	フロントサイドライト	一式	1,150円	
	ストロボスコープ	一式	1,210円	
	パーライト0.5キロワット	1台	280円	
	天井反射板ライト	一式	2,200円	
音響 設備	拡声装置	一式	2,400円	ステージスピーカー及びはね 返りスピーカー2台を含む。
	オープンテープレコーダー	1台	1,050円	
	レコードプレーヤー	1台	1,050円	
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,760円	
	コンデンサーマイクロホン	1本	1,100円	
	ダイナミックマイクロホン	1本	620円	
	三点吊マイクロホン装置	1基	810円	
	マイクロホンスタンド	1本	190円	
	可搬型ミキサー	1台	1,100円	
	ワイヤレスマイク電池	1本	実費	
	残響付加装置	1台	1,050円	
	はね返りスピーカー	1台	540円	
	カセットテープレコーダー	1台	1,050円	
	CDプレーヤー	1台	1,050円	
	MDレコーダー	1台	1,050円	

3 その他

令和7年4月1日以降に許可する野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの利用料金について適用する。